**大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン**

**第1章　総論**

**１　趣旨・目的**

　近年、動物飼養志向の高まりとともに、犬やねこなどを家族の一員として捉える府民が増えている中、大規模災害等の発生時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが想定される。一方で、負傷している動物や飼い主からはぐれた動物が多数発生することも予想される。

　大阪府では「大阪府動物愛護管理推進計画」の中で、災害等緊急時の対策を重点的な取組みと位置付け、関係機関と連携した被災動物の保護と獣医療体制の整備が重要としている。

このため、災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止の観点から、災害発生時から復興期までの、動物の保護や適正な飼養等の管理及び災害時に備えた平常時の対策等に関し、より具体的な活動をガイドラインとして示しておくことで、府、市町村の行政機関及び獣医師会等動物関係団体が連携協働した円滑な救護活動が行えるように備えるものである。

**2　大阪府災害時等動物救護本部の組織・運営**

大規模地震等の災害が発生した場合に、大阪府は、府内の政令指定都市ならびに中核市、公益社団法人大阪府獣医師会、公益社団法人大阪市獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部及び大阪府愛玩動物協会と連携・協力して、被災地域の動物救護の応急対策を実施または支援し、さらに総合対策を行うため、別に定める大阪府災害時等動物救護対策要綱（以下、「対策要綱」という。）及び大阪府災害時等動物救護本部設置要領に基づき、中・長期的に被災地域の救護活動を実施するものとする。

**3　救護活動の対象地域**

　対策要綱第2条に定義する災害が発生し、大阪府内の地域が被害を受け、対策要綱第4条の大阪府災害時等動物救護本部（以下、「動物救護本部」という。）が設置された場合、大阪府内の地域の救護活動を実施する。

**4　救護活動の対象動物**

　動物救護本部が実施する救護活動の対象となる動物は、原則として被災地域内の家庭等で飼養されている明らかに救護が必要と認められる犬、ねこなどの動物とする。

**5　救護活動に要する経費**

災害発生時に動物救護本部が設置された場合、その活動に要する経費は次のとおりとする。

(1) 救護活動に要する経費、物資等は、特別な場合を除き被災動物の救護の目的で寄付された義援金又は物資をもって充てるものとする。

(2) 動物救護本部は、被害の規模や救護活動の状況を踏まえ、必要に応じて、義援金の募集を開始する。

(3) 救護活動を終了したときに、過不足が生じた経費、物資等については、動物救護本部で協議してその取り扱いを決めるものとする。

**6　動物救護施設の設置・運営**

　動物救護本部は、被災動物の一時保管並びに収容した負傷動物及び逸走動物の保管等を行うため、次のような動物救護施設を設置あるいはその運営を支援するものとする。

① 被災動物避難所

被災住民が同行避難してきた動物を保護・収容するため、原則として市町村が設置する。動物救護本部は、その運営を支援するものとする。

② 被災動物救護所（臨時動物救護病院等）

被災地域内及び被災地域に近隣する獣医師会会員動物病院等に、負傷動物の応急治療あるいは短期保護施設として、必要な期間設置することを動物救護本部が依頼するとともに、動物救護本部が協力して運営管理するものとする。

③ 被災動物救護センター

負傷動物の長期治療及び逸走動物の保護収容・飼養管理を行うため、動物救護本部が市町村等と協力して設置し、動物救護本部が運営管理するものとする。

動物救護本部の構成員は、本施設を設置する候補地の選定について、あらかじめ関係機関と調整を図るものとする。

④ 後方支援動物病院

重症の動物、特別な治療管理が必要な動物のために、被災地域外の動物病院に、動物救護本部が公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会を通じて設置を依頼する。また、運営に関して、動物救護本部は必要な支援を行うものとする。

**７　関係機関等の役割**

被災動物の救護活動を行う際には、動物救護本部が行うべき役割を組織的に実行していくものであるが、より効率的かつ効果的に救護活動を実施するためには、動物救護本部を構成するそれぞれの機関がその専門的知識（立場）を生かした役割を担うことが望ましい。

そこで、平常時または災害発生時の動物救護活動において、動物の保護及び人等への危害を防止する観点から発生する課題を解消するために、動物救護本部の構成団体及び被災地の市町村が、中心的に担うべきであろう役割の方向付けをしておくものとする。

(1) 大阪府の役割

大阪府は、動物救護本部を構成するとともに、次に掲げる事務をする。

① 平常時からの適正飼養等飼い主への啓発

② 地域防災訓練（動物救護シミュレーション）の実施

③ 被災地市町村への動物救護の指導助言

④ 被災動物救護センターの設置運営

⑤ 動物に関する相談窓口の設置

⑥ 大阪府動物愛護推進員への協力要請

1. 避難動物の適正飼養の指導
2. 人と動物の共通感染症の予防の措置
3. 救援資材等の調達確保及び輸送手段の調整
4. 獣医師の派遣依頼及び調整
5. 放浪動物の収容等対策
6. 危険動物の逸走等の対応
7. 被災住民への動物救護に関する情報の提供
8. 大阪府関係部局、国、他自治体への連絡調整及び支援要請

(2) 政令指定都市及び中核市の役割

政令指定都市である大阪市、堺市、中核市である豊中市、高槻市、枚方市東大阪市および八尾市は、動物救護本部を構成するとともに、大阪府の役割に関する事務を大阪府と共同して実施する。

(3) 獣医師会の役割

公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会は、動物救護本部を構成するとともに、次に掲げる事務を実施する。

① 平常時からの適正飼養等飼い主への啓発

② 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）への協力

③ 製薬会社やペットフードメーカー等との連携体制の確立

④ 避難所等動物救護施設への獣医師の派遣

⑤ 避難動物の健康管理

⑥ 飼育困難な動物の一時保護

⑦ 負傷動物の収容・治療・短期保管

⑧ 近隣獣医師会への支援要請

 (4) 動物愛護団体の役割

公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部及び大阪府愛玩動物協会は、動物救護本部を構成するとともに、次に掲げる事務を実施する。

1. 平常時からの適正飼養等飼い主への啓発
2. 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）への協力
3. 避難所等動物救護施設での動物の飼養管理
4. 所有者のいない動物の新しい飼い主探しへの協力
5. ボランティアの指導・監督

(5)市町村の役割

市町村（被災地）は、動物救護本部等の要請に応じ、次に掲げる事務を実施する。

① 平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動

② 地域防災訓練（動物救護シミュレーションの実施）の実施・協力

③ 被災動物避難所の開設

④ 被災した動物の被災動物避難所への保護・収容

⑤ 被災動物避難所等の環境衛生の維持

⑥ 被災動物避難所での動物の適正飼養

⑦ 放浪動物の保護・収容への協力

⑧ 大阪府災害時等動物救護本部への参画

(６) 支援機関への要請

大阪府は、災害発生時にはペット災害支援協議会及び大阪公立大学へ支援要請するとともに、災害の規模に応じて必要があれば近隣府県に救護活動の応援を要請するものとする。

また、公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会は、災害の規模に応じて必要があれば近隣府県市獣医師会に対して救護活動の応援を要請するものとする。

**８　ボランティアの活用**

災害時における被災動物の救護活動は、動物救護本部を始め関係機関の協力以外にボランティア等の応援が必要となる。そのため、動物救護本部は、動物救護本部が行う被災動物等の救護活動を理解し、協力の申し出があったボランティアの活用を図るものとする。

**９　情報管理・広報活動**

　動物救護本部は、救護活動を行う過程において、当該災害の程度や被災動物の状況について、災害対策本部等行政機関や関係者から速やかな情報の収集又は情報の管理に努めるとともに、適宜の報道提供など報道機関への対応を行うものとする。

**第2章　平常時の活動（対策）**

近年の動物飼養志向の影響もあり、犬やねこなどの動物を飼う人は増えている状況である。しかしながら、動物に関する正しい知識の乏しさや動物に対するしつけのなさなど、災害時での対応が危惧されるものである。

このようなことから、大阪府、政令指定都市及び中核市は、自ら設置する動物愛護推進協議会あるいは動物愛護推進員らの活用を図り、動物救護本部を構成する獣医師会等動物関係団体と連携・協働して、平常時から、飼い主に対して動物に関する正しい知識を習得させるとともに、日頃の健康管理や所有者明示など、適正な飼養を普及啓発していくことが緊急災害時への備えとして重要である。

**1　動物の所有者等に対する啓発・指導**

(1) 動物の飼い主の責務

災害発生時においては、動物の飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。

また、避難所には多くの人が家族の一員として捉える動物と一緒に避難してくるが、避難所での共同生活の秩序を乱さず、動物が周囲に迷惑を及ぼさないよう、飼い主は日頃から社会のルールに従って適正な飼養管理をすることが求められる。

①事前（平常時）に確認しておく事項

・居住市町村における災害時の動物救護対策を確認しておく

・災害時における動物の保管・治療等について、掛かりつけの動物病院とあらかじめ相談し確認しておく

・親類、知人等預けられる場所をあらかじめ確保しておく

②動物の所有者明示の措置

動物が、その所有者等とはぐれる、あるいは行政により保護された場合、その飼い主の発見を容易にするため、次のような所有者明示の措置を講じる。

・鑑札

・首輪（飼い主氏名、住所、電話番号等）

・名札

・マイクロチップ

・脚環　　　等

③動物避難用防災品の備蓄

災害発生時においては、動物同行避難を行うことを念頭に、次のような防災（生活）用品の備えを平常時からしておく。

・ペットフード（処方食含む）および水（最低5日分）、食器

・ペットシーツ、タオル、ビニール袋等の衛生用品

・リード、ケージ、キャリーバック、愛犬手帳等

・救急用品（処方薬、ハサミ、包帯、消毒薬等）

④しつけ等普段からの取組み

災害発生時に避難するときは、動物同行避難をすることが原則であるが、避難所では他人に迷惑を掛けないようにするため、次のことに取り組んでおくことが必要である。

・動物の周辺環境の衛生管理及び動物の健康管理に努める

・他の動物や見知らぬ人が多く集まる避難所でも落ち着いた行動ができ、人間の社会生活に馴染めるよう「しつけ」を行う

・動物間あるいは人と動物との共通感染症等の蔓延を防ぐためのワクチン接種を行う、特に犬の狂犬病予防注射は必ず行う

・動物同士の集団生活での計画のない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術の実施を検討する

⑤飼い主等への普及啓発

大阪府及び大阪府動物愛護推進協議会は、災害時に備え、動物の飼い主に対して①から④までに記載されている飼い主の責務について、リーフレット等を作成し、動物愛護フェスティバル等での配布など、あらゆる機会を通じて普及啓発に努めるものとする。

**2　動物取扱業を営む者への対応**

(1) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成28年 5月17 日環境省告示第 61 号）第5条六のニの「動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。」の実施を図ること。

(2) 大阪府及び政令指定都市の立入検査等

大阪府及び政令指定都市は、動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設などを検査する場合は、上記(1)の対策の確認を行うこと。

**3　特定動物等への対応**

(1) 特定動物の飼い主の責務

特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第２条に規定する動物）の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び関係法令を遵守し、人の生命、身体又は財産に侵害を与えないように努めること。

(2) 特定動物逸走等の事故発生時の対応

特定動物が、市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、「危険な動物等事故発生時の対応マニュアル」（大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課）に基づき、大阪府、警察、市町村等の関係者が連携して捕獲等を行い、人の生命、財産等への侵害を未然に防止するものとする。

**4　動物救護本部及び関係自治体・団体との緊急連絡体制の整備**

動物救護本部は、災害発生時に動物の保護を迅速かつ円滑に実施できるよう、動物救護本部構成団体及び市町村等との緊急連絡網など緊急連絡体制を確立する。

**5　防災訓練の実施**

大阪府は、動物救護本部を構成する団体及び市町村と連携して、動物同行避難訓練等動物救護に関する防災訓練を実施するものとする。

(1) 府・市町村合同防災訓練

大阪府と府内の市町村が、毎年度共同で実施している合同防災訓練において、継続的に動物同行避難訓練を実施し、災害発生時における迅速かつ的確な救護活動が行えるよう関係者の技能、資質の向上を図る。

(2) 市町村単位の防災訓練の実施

大阪府は、合同防災訓練で行った動物同行避難訓練等に関して、機会あるごとに市町村に対しＰＲを行うなど、より住民に密着する市町村単位での防災訓練の実施を積極的に働きかけるものとする。

(3) 府民に対する防災意識の啓発

動物同行避難訓練等の動物救護に関する防災訓練を実施することで、動物の飼い主だけではなく、訓練に参加する住民の理解と協力を得るとともに、日頃から災害時における動物救護に関する意識の共有を図る。

**6　物資供給体制の整備等**

災害対策の中長期的な視点から、獣医師会を中心に、平常時より製薬会社やペットフードメーカー等との連携体制を確立し、医薬品や医療機器・資材、ペットフードが確保できる体制を整備する必要がある。

(1)ペット災害支援協議会の支援

災害時には、必要物資の規模により、ペット災害支援協議会からの支援を受けることも検討し、本システムを有効に活用する。

(2) 獣医師会の役割

公益社団法人大阪府獣医師会は自らの緊急災害時動物救護活動ガイドラインに沿って動物用医薬品卸、動物用医薬品・医療機器メーカー、ペットフードメーカー等と災害発生時の支援についての協定を結ぶなど日頃から災害時に備えて対策を講じておくものとする。

公益社団法人大阪市獣医師会についても同様とする。

 (3) 大阪府の役割

　　 大阪府（動物愛護畜産課）は、物資の輸送方法等に関して大阪府災害対策本部と連携し対策を講じておくものとする。

**7　市町村に対する要請**

災害時の動物救護は、単に「動物を救う」だけではなく、最終的には人とその生活を救うことと考える。よって、国、府のみならず市町村においても、平常時から災害対策の一環として動物救護体制を視野に入れた整備が必要である。

 (1) 市町村における広報、啓発活動の実施

市町村においては、犬の登録・狂犬病予防注射の際に、犬の飼い主に対して、災害時への備えとして正しいしつけなど適切な飼養の啓発に努めるとともに、必要に応じ不妊去勢措置の推進を図ること。また、各市町村の地域防災計画には、動物の位置付けを行うなど、動物救護対策を講じること。

(2) 被災動物避難所の設置の検討

昨今の動物飼養の状況では、災害時には被災者が飼養している動物と一緒に避難してくることが予想されることから、被災者と動物が一緒に避難できるよう、住民の避難所に被災動物避難所が併設されるような箇所の設定の検討を行うこと。

(3) 被災動物避難所の運営等のルール化の検討

上記(2)のような状況から、被災動物避難所では、動物の適正な飼養が重要であり、その動物飼養等、被災動物避難所の運営に関するルール化を検討すること。

**8　被災動物救護センターについて**

大規模な災害では救護活動の長期化が予想され、負傷動物の長期治療や所有者からはぐれた動物の飼養管理などを一定の期間行うことになるため、被災動物救護センターが必要となる。

本施設については、あらかじめ動物救護本部がその設置候補地を選定するとともに、関係機関と調整しておくものとする。

**第3章　災害発生時の活動（対策）**

**第１節　初動時期**

災害発生直後のこの時期の活動は、組織的な救護活動はほとんど行えない状況であることを認識した上で、まずは、動物救護本部として、初動要員の確保や災害の状況把握に重点を置くことが必要である。また、この時期の対応の如何により以降の速やかな活動が可能になるかを念頭におく必要がある。

**1　動物救護本部の設置**

動物救護本部は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」第4条に基づき設置されるものである。

設置後、速やかに本部長は、動物救護本部設置を構成団体に通知し、初動要員の確保など動物救護本部の運営に当たるものであるが、災害等の非常事態であることを考慮して、動物救護本部会議の召集等、動物救護本部の運営は弾力的に行えるよう配慮するものとする。

なお、動物救護本部の運営に当たっては、緊急災害時動物救護活動ガイドラインに沿って活動する公益社団法人大阪府獣医師会と緊密な連携体制を図ること。

**2　被害状況等の確認**

動物救護本部は、大阪府災害対策本部等から被災状況や避難所の設置状況等の情報収集を行うとともに、構成団体の緊急連絡網も活用しできる限りの情報収集に努めるものとする。

**3　初動要員（獣医師等）の派遣検討**

大阪府災害対策本部等行政機関への連絡調整により、避難所の設置、数、場所等を確認する。なお、獣医師等の派遣に当たってはあらかじめ被災地周辺の安全確認、必要な人員の確保、活動内容、派遣チームの統制、持参資材リスト、動物救護本部との連絡方法等を検討しておくものとする。

**4　ペット災害支援協議会への物資支援要請及び受入れ準備**

動物救護本部設置後、動物救護本部（本部長）は大阪府と協力してペット災害支援協議会への支援要請を行うものとする。

支援要請に当たっては、動物の被災状況、避難所の設置状況、必要な物資のおおよその種類・量等をある程度把握・整理しておくことが必要であるが、災害発生初期にはさまざまな情報が錯綜・混乱していることも予想されるので、地域の動物愛護推進員や避難所巡回する保健所職員等を活用して具体的な情報収集に努める。

また、公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会と連携して、製薬会社やペットフードメーカー等へ連絡し、備蓄状況や配送態勢等を確認するものとする。

**5　ボランティアの募集開始等**

災害の程度に応じて、動物救護活動を中長期的に実施していくためには、動物愛護団体等からボランティアの支援を受ける必要がある。

ボランティアの活用（ボランテイア要員の確保）は、動物救護本部運営の要となるものであり、その役割は動物の飼い主への支援や所有者不明動物の飼養管理など、動物を救護することであるが、その内容においては飼い主を含めた多くの人びとを救うことにも繋がる。

ボランティアの募集に当たっては、活動内容、活動地域、活動期間等を考慮して行うものであるが、動物救護本部を構成する団体は、あらかじめボランティアの募集要領及びボランティアの活動ルール等について共同で検討し、作成しておくものとする。

**6　被災動物救護センター設置検討**

大規模な災害では救護活動の長期化が予想される。そのため、負傷動物の長期治療や所有者からはぐれた動物の飼養管理などを一定の期間行うことができる、被災動物救護センターの設置が必須となる。

動物救護本部は、本施設についてあらかじめ選定された候補地への設置を、被災地の状況や輸送の問題等を勘案しながら検討するものとする。

**第２節　救護活動時期**

初動要員の確保や状況把握を中心とする初動時期の活動に引き続き、具体的な動物救護活動を行うため、必要な物資の調達準備、避難所動物救護情報の収集、また、進捗状況に合わせた動物救護活動を開始し、「動物救護本部」として組織的に本格的な動物救護活動や被災動物の所有者に対する援助活動を実施していくこととなる。

**1　動物用医薬品・医療資材、災害時動物救護用物資等の調達**

本格的な救護活動の開始とともに医薬品やペットフード等の救護物資が必要となる。

これら物資の調達を速やかに行うことは重要であるが、災害の程度により多くの関係団体から救護物資に関する問い合わせが寄せられ始めることから、無計画な受け入れを防止するためにも動物救護本部として救護物資の在庫確認及び調達に努めなければならない。

(1) 行政機関、獣医師会（動物病院）

府及び市町村が保有する救護物資及び動物病院での医療機材・器具・医薬品の流通備蓄について確認するとともに、製薬会社及びペットフードメーカー等に連絡して必要な動物用医薬品・医療資材及びペットフード等災害時動物救護用物資の調達を行うものとする。

(2)ペット災害支援協議会等からの救援物資受入れ

ペット災害支援協議会や災害協定締結団体等から、ケージ等の必要な救援物資の受入れを行う。

(3) 救援物資の動物救護施設への配置

動物救護施設への動物の搬入や飼養状況を確認し、必要な救援物資を配布する必要があることから保管・配送拠点施設等を設置するなど、被災地（動物救護施設等）の需要に応じた供給を速やかに実施できる体制を構築する。

この場合、救援物資の円滑な輸送等が行われるよう大阪府（動物愛護畜産課）が大阪府災害対策本部等と調整を行うものとする。

**2　避難所での対応**

災害が発生した場合、避難所には多くの人が飼養している動物と一緒に避難してくることが予想される。避難所には多数の住民が避難することになり、中には動物嫌いな人も多くいることも事実である。

避難所での共同生活や自宅を離れた避難生活においては、動物に係わる様々な問題の発生が予測される。飼い主とともに避難してきた動物が周囲に迷惑を及ぼさないように、まずは飼い主が適正な飼養に努めることが重要であり、動物救護本部としては、その適正飼養に関し支援するものである。

(1) 避難所での動物の適正飼養等の指導

避難所での動物の飼養は、基本的には飼い主が行うものであるが、日頃から最低限の「しつけ」ができていないなど集団生活に馴染めない動物も多くいる。避難所での人と動物の秩序ある共同生活を営むため、避難所の設置者である市町村と動物救護本部及びボランティアが連携して適正飼養の指導を行うものとする。

・避難所での飼養ルールを定める（飼い主への説明会）

・避難所では、避難動物の受付（避難動物受付簿）を行い、所有者明示（名札等）を行う

　・衛生的な飼養方法の助言

(2) 被災動物避難所の設置及び運営

避難所内に、市町村等と協力して必要な期間、負傷動物の応急治療または短期保護施設として、被災動物避難所を開設する。動物救護本部は、市町村と協力して運営管理を行う。

・避難所内に、市町村・飼い主・ボランティアと協働して被災動物避難所(簡易テント等)の設置

・避難所内の動物同行の飼い主に説明会を開催

・公衆衛生の維持に努め、必要であれば消毒の実施

　　・動物用医薬品、医療用資材の確保及び管理

　　・行方不明動物の届出受付、行方不明動物の情報収集及び情報提供

(3) ペットフード等の確保と配布

避難生活が長期化すると、飼い主が持参してきたペットフードだけでは不足することが推測される。動物救護本部員あるいはボランティアは、動物救護施設等でのペットフード等救援物資の需要を見極め、動物救護本部に連絡しその確保に努め、飼い主等へ配布するものとする。

(4) ボランティアの受入れ、配置、役割分担

動物救護施設等でのボランティアの役割は重要である。動物救護本部は、ボランティアに対して協力を求める内容（ボランティア業務）を明確にし、動物救護施設等への配置及び関係行政機関と連携して動物救護施設等での役割の指示を行うものとする。

　　・ボランティア受付表（登録簿）、ボランティア誓約書の作成

　　・ボランティアリーダーの選任及び配置

　　・ボランティアの統制、活動マニュアルの作成

**3　飼い主の手を離れた動物の保護**

災害発生時には、家屋の損壊や飼い主が被災を受けるなどで動物が逸走してしまうことが想定される。逸走動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要であり、速やかに保護・収容し、負傷している場合の治療・保管あるいは飼い主への返還などについて動物救護本部が係わることとなる。

(1) 被災動物避難所及び被災動物救護所の設置

飼い主からはぐれた動物の保護収容を目的に、避難所内あるいは避難所に近接して被災動物避難所を設置し、また、被災地に近接する利用可能な獣医師会会員動物病院に、負傷動物の応急治療及び短期保護施設として被災動物救護所を設置する。

被災動物救護所は、被災地域の状況により必要であれば複数個所設置する。

　　・動物の保護保管マニュアルの作成

　(2) 放浪動物の保護・収容

飼い主からはぐれた動物について、動物の愛護及び人の身体や財産への危害を防止する観点から、その収容や被災地に取り残された場合の給餌等を実施する。

(3) 保護動物の治療及び飼養管理

保護動物の治療は、動物救護本部を構成する公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会が行うこととし、また、保護動物の飼養管理に際しては、動物救護本部が、ボランティアの派遣や統率等も含めて、被災地市町村と協力して行うものとする。

なお、被災を受け、重症の動物や特別な治療管理が必要となった動物については、公益社団法人大阪府獣医師会及び公益社団法人大阪市獣医師会を通じて設置を依頼する後方支援動物病院に搬送し治療等を行うものとする。

(4) 飼い主への返還

動物救護施設等での動物の飼養管理は、飼い主が行うことが原則であり、所有者不明動物を収容した場合、その動物に関する情報の提供を積極的に実施するものとする。所有者自身が負傷等で自己の動物の飼養管理ができない場合は、動物救護本部で一時預かりの上、ボランティア等で飼養管理を行うものとする。

**4　被災動物救護センターの設置**

動物救護本部は、被災動物救護センターを設置し、長期の治療・保護が必要な動物を収容する。収容された動物が元の所有者に返還されるか、あるいは新たな飼い主が見つかる等、適切な対処がなされるまで本施設を設置する。

動物救護本部が運営管理に当たり、獣医師会が収容動物の治療及び健康管理を行うものとする。

**5　近隣行政機関及び獣医師会への応援要請**

動物救護本部は、大阪府、公益社団法人大阪府獣医師会等と連携して、近隣の行政機関や公益社団法人日本獣医師会及び近隣獣医師会と交通や通信手段の復旧の状況に応じ定期的に連絡を行うとともに、必要に応じて応援要請等を行うものとする。

**第３節　復興時期の活動**

被災地域全体の復興計画も具体的な実施が始まり、動物救護活動も仮設住宅入居の飼い主に対する支援や被災動物救護センターで保護されている動物の処遇等の検討が始まる時期となる。

**1　仮設住宅での動物の飼養管理**

仮設住宅での暮らしは限られた面積での共同生活であり、動物を飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

動物飼養による鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、仮設住宅で動物を飼うルールを徹底し、お互いの共通理解を構築する必要がある。そのため、動物救護本部は、動物飼養のルール作成を行い、動物飼養者に対する適正飼養の指導及び飼養支援を実施するものとする。

**2　保護動物（所有者不明・所有権放棄）の譲渡**

この救護活動の最終的な目的は、「被災動物の生命を救う」という災害時動物救護活動の目的に照らし、動物救護本部が被災動物救護センター等で保護している動物のうち、所有者不明の動物、事情により飼い主が所有権を放棄した動物を、動物愛護の観点から、適正な飼養管理が可能な新たな飼い主へ譲渡することである。

なお、譲渡に際しては、別に譲渡要領などのルール作成を行うことが必要である。

**3　動物救護活動の終了**

保護動物の譲渡が終了すれば、救護活動も終了の一定の条件を満たしたものと判断され、動物救護本部としての救護活動を終了することになる。この終了の時期等については、被災動物の現状及び被災者の社会活動の再開等を考慮し、行政機関と十分な協議の上で判断することが必要となる。

しかし、長引く仮設住宅等での避難生活に伴う動物救援活動等については、行政機関を始め獣医師会や動物関係団体等が別途支援等を行う場合も予想される。

(1) 動物救護施設の閉鎖

保護動物の譲渡等終了時には、被災動物救護センター等がその存在の必要性がなくなり、閉鎖されることになる。その際には救護器具・器材の処置・処分の取扱いについて明確にしておく。

(2) 被災動物救護センター等残留動物の取扱い

被災動物救護センター等において飼養管理している所有者不明動物等については、そのほとんどの動物が新しい飼い主に譲渡されその後の飼養管理が行われることが予想されるが、負傷や疾患等の何らかの事情により譲渡されなかった動物については、やむを得ず安楽死の処置をとることがある。

(3) 義援金等の残余金の取扱い

救護活動が終了した場合、寄付を受けた義援金については、その収支を清算し、活動収支報告書を作成する。なお、残余金が発生した場合は、動物救護本部会議でその取り扱いを決定する。

(4) 救護活動報告（記録）の作成

救護活動記録の作成は、行政機関、獣医師会、動物関係団体等が将来想定される災害に備える上で参考となり、大きな意義を持つものである。動物救護本部として救護活動の経過をまとめ報告書として作成するものとする。

附則　このガイドラインは、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課で管理され、見直し等が必要であれば大阪府動物愛護推進協議会に諮り、改訂する。ただし、団体組織の改名等軽微な変更はこの限りでない。

平成22年3月31日　大阪府動物愛護推進協議会災害時等動物救護マニュアル策定検討部会

平成26年12月24日　改訂

平成30年8月6日　改訂

令和２年３月１８日　改訂

令和７年１月２０日　改訂